

連合長野 [4月]



2014.4.25
No.360

発行/日本労働組合総連合会
長野県連合会
発行人/根橋 美津人

〒380-8545 長野市県町532-3 労働会館3F TEL 026-234-1626 FAX 234-1349
E-mail info@rengo-nagano.jp http://www.rengo-nagano.jp/

県議会で「長野県の契約に関する条例」(公契約条例)が成立
安心・安全で働きがいのある街づくりを共創しよう

条例を通じ、地域の元気創造・活性化を目指す! ～地域の発展や、働く人の活力が生まれる社会へ～

2月定例長野県議会は3月14日の本会議で「長野県の契約に関する条例」(公契約条例)を議員全員の賛成で可決しました。

条例では、基本理念で契約内容への配慮として、地域における雇用の確保、県産品の利用、県内の中小企業者の受注機会の確保、県民の安全・安心のため

に活動する事業者の育成、専門的な技術の継承、持続可能で活力ある地域社会の実現を掲げています。

契約の相手方の社会貢献活動への配慮として、労働者の適正な賃金水準などの労働環境の整備、環境に配慮した事業活動、障がい者雇用の促進に資する取組、男女共同参画社会の形成に資する取組等を定めています。

またこれらの基本理念を踏まえ契約の締結及び履行の確保をするため、県は「取組方針」を「契約審議会」の意見を聴き定めるとしています。

審議会の役割として基本理念の実現に資することや契約に関する重要事項について調査審議するとしています。

さらに指定管理者の選定等に当たっての配慮として、基本理念の趣旨を踏まえその選定等を行うことも定めています。

「公契約条例」は一般的には受注した企業で働く労働者の賃金の下限を定めるものですが、長野県の条例は総合評価方式で「設計労務単価に一定率を乗じた額以上の賃金支払



条例は全議員の賛成をもって可決

を誓約する事業者を加点评価」するものです。

条例には細かなことは盛り込まれず、県が策定する「取組方針」に様々なことが盛り込まれます。

県では、4月1日に条例施行し、条例とともに示された「施策例(検討案)」で「試行」するとした課題については4月から順次実施。審議会を7月頃までに発足させ、取組方針を9月末までには策定し、10月頃から本格的な契約等をスタートするとしています。

阿部知事は4年前の知事選で「公契約条例の制定を研究する中で、労働者の生活を考慮した県の施策や事業のあり方を検討します。」との選挙公約を掲げました。2010年



推薦・連携議員懇談会



阿部知事に条例制定を要請

11月には県が庁内関係部局で構成する「公契約研究会」を設置し、契約のあり方の研究、先行自治体の状況調査、経営団体、労働団体との意見交換、賃金実態調査などを行いました。連合長野は2013年5月の第2回政策委員会や執行委員会で条例制定に積極的に取り組むことを確認し、連合長野官公部門連絡会における学習会や、公務労協の協力も得て取り組みを進めてきました。9月19日に条例制定に向けて推薦県議・連携議員との懇談会を開催。県が10月に「長野県の契約に関する条例(仮称)要綱(案)」のパブリックコメントを募集した際には、実効性の確保や審議会委員に労働組合代表を入れるよう要請し、11月19日には阿部知事に直接公契約条例制定を要請しました。11月20日に公契約

条例制定推進会議を開催。公契約条例の第一人者である古川景一弁護士から基調講演を受け、多数の県会議員らの参加を得てシンポジウムを開催。

制定の過程では業界等から様々な意見があり、県議会の「入札制度検討会」の議論の中で「適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること」や「県産品の利用」、「県内の中小企業者の受注機会の確保」、審議会委員に労使各1名を加えること等が追加され、条例案はまとまりました。このことが県議会本会議で全議員の賛成につながったものと考えられます。条例は成立しましたが、連合長野はこの条例が、優良企業の育成や人材の確保と技術の継承、賃金水準の向上につながるよう、さらに進化させて行く取組をしていきます。



条例制定推進会議の様子

新任職員紹介

4月から連合長野でお世話になります、村岡 光一郎(ムラオカ コウイチロウ)と申します。

以前は長野市職員労働組合で書記として勤めておりました。連合の組織内で仕事をさせていただくのは初めてであり、仕事の中で学ぶことも多く、まだまだ私自身の至らないところもあろうかと思いますが、少しでも皆さんのお力になれるよう、精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願ひいたします。



ZENROSAI NEWS

55周年
全労済 長野県本部

僕は、
こくみん共済。

2012年は
国際労働組合年

協同組合の
発展と
促進を
めざす

協同組合の
発展と
促進を
めざす

協同組合の
発展と
促進を
めざす

協同組合の
発展と
促進を
めざす

協同組合の
発展と
促進を
めざす

安心して生きていく。自分も、家族も。

こくみん共済

個人定額生保年費・こくみん共済年費・共済定額生保年費・共済年費・個人定額生保年費・個人定額生保年費

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」等を必ずご確認ください。

保障のことなら
全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

あの悲劇、決して風化させてはならない！ 一人ひとりに何ができるのか、もう一度考え、さらに前へ踏み出そう。

3.11を忘れない被災地視察2014報告 3月14日(金)夜～16日(日) 宮城県内沿岸部

2011年3月11日の東日本大震災から3年を迎え、連合長野は昨年5月までの16次に亘る復興支援ボランティア派遣から、今回は連合宮城にご協力を頂き、宮城県内被災地の視察を40名が参加して実施をした。

岩手県に近い北の南三陸町から南の名取市までの沿岸部を訪れたが、全行程に同行して頂いた塩釜地協・小田島事務局長(私鉄総連宮城交通労組出身)の時には涙を流しての3.11当時のお話により、参加者には非常に心に残る視察となった。

同じ被災地でも復興・再生のスピードに大きな格差が生じている現実を目の当たりにすることができ、連合長野として栄村とともに3.11の被災地の息の長い支援をこれからも続けていきたい。

被災地視察の報告集は別途発行するが、3名の参加者からの感想文で報告とします。

～忘れない そして語り継いでいく～

[JP労組下伊那支部・三沢 政喜]

まずセツ浜町のあの情景、あの海の風景に衝撃を受けた。海の何事もなかったかのような波のうねりが何かを語っているような気がしてならなかったし、まだ復旧にはほど遠い町。新築であつたらう家が基礎の部分から無残に破壊された跡。

この人達の無念さを考えると言葉になりません。

南三陸町の旧防災対策庁舎は、あの防災無線の声の主遠藤さんの必死の呼び掛けで多くの人達が救われた場所。鉄骨だけの建物を見ると本当にすごい事だったと感じた。私達は震災の事はメディアでの報道しかわからないが、小田島事務局長のお話をうかがってみるといろいろな問題があるという事を教えて頂いた。

旧防災対策庁舎の解体の是非、かさ上げの問題等々。細かい事もたくさんあってこれから気の遠くなる時間が必要だと思う。

しかし、連合宮城役員との交流会で「一歩ずつでも前へ進んでいるのが実感できている。皆様のこのような行動と気持ちが大変ありがたい」と言って頂いた。

私達の今できる事はこの3月11日を忘れない事、身近な人に語り継ぐ、この事が重要だと感じた。



▲ 保存か解体で揺れる南三陸町旧防災庁舎

ろうきんカードローン はたらくみんなの マイプラン



●表示金利は、2014年4月1日現在の金利です。●お借入金利は、お取引内容や審査結果等により異なります。●金利引き下げ制度：住宅ローンをご利用の方…年0.1%、給与振込(当金庫システムにて給与判定可能なご契約)のご契約がある方…0.1%を店頭表示金利からお引きいたします。●審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。●事業性資金・投機的資金としては、ご利用いただけません。●ご契約期間は1年ごとの自動更新となります。●店頭にて説明書をご用意しております。●詳しくはお近くの〈長野ろうきん〉にお問い合わせください。

会員労働組合 ご加入の 組合員の方	最大引き下げ後金利 (保証料込み)	店頭表示金利
	年 2.7%~4.7%	
一般勤労者 の方	最大引き下げ後金利 (保証料込み)	店頭表示金利
	年 3.1%~5.1%	

※審査内容により、年5.9%の金利が適用となる場合があります。

●ご利用限度額：最高300万円(10万円単位) *所属会員、雇用形態により異なります。
●変動金利型(金利は年4回見直しをします。) ●無担保

カードローン「マイプラン」はお借入れ総額が法律で規制される「総量規制」の対象外です。

ご融資の相談は フリーダイヤル **0120-1919-48** 平日/9:00~17:00 土・日曜日/10:00~17:00
[祝日及び振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、年末年始(12月31日~1月3日)、ゴールデンウィーク(5月3日~5月5日)を除く]

長野ろうきん 検索

インターネットで「マイプラン」の
仮審査お申込ができます。

[自治労辰野町職員労組・両角 哲也]

あれから3年の月日が過ぎた。
3年前テレビで悲惨な光景を見て、身の震えが止まらなかったことや、自ら率先し節約していたはずだったのが、今年の3月11日は震災特別番組より、面白い番組を選んでるし、楽な生活の為に節約をしていることは少なくなった。

そんな中今回の視察に行っても色々なことを学んだ。行ってみると大きな空地にポツンと取り残された家。思いの外瓦礫(と言っても個人の大事な財産)はみごとに片付けられていた。

連合宮城の方々の説明を聞かないと解からない状態。ただ、ここに住まわれていた方々がどの様になったのかは、自治

体職員としてとても気になる。仮設商店の店主に話を聞くと、来る方々がすごく減ったと話していた。やはり“百聞は一見にしかず”。

視察に行ってから自分に何ができるのかを自問自答を繰り返す。まずは3.11を忘れないことだと思う毎日。今後も参加された方々と思いを共有したいと思う。



▲ 小田島事務局長の説明に聞き入る参加者

[電力総連中部電力労組・森川 弘]

先ず、休日にも拘らず各被災地を案内していただいた連合宮城の方々に心より深く感謝したい。

私は過去2回ボランティア活動に参加しているため、視察に特化した活動は評価していなかった。

しかし、長野から遠く離れた被災地の現状を知る・

理解するうえで非常に有効な取り組みであるとともに、参加者が次のアクションを起こす切っ掛け作りとなる「導入編」として高く評価したい。

被災地視察に参加した私の今後の取り組みを3つ掲げると、第一に長野から自分なりの被災地支援を継続的に実施する。

第二にマスコミで報道されない各地域の被害規模と復興スピードの違いや被災された方々から聞いた生々しい事実をメッセンジャーとなって周囲に伝え、3.11の風化にブレーキをかける。

第三に連合が継続的に実施する被災地ボランティア等に参加し、自分自身の3.11を風化させない。



▲ 犠牲となった方々に祈りをささげる

住まいの健康維持から快適空間の演出までトータルプロデュース

住まいについて悩んでいませんか?

○浴室・トイレが古い ○廊下が狭い ○最新設備が欲しい
などのお悩みをお持ちの方

リフォーム こんご時世、
って聞くとちょっと不安になりますよね。
そんな時は非営利団体の生協組織の
長野県住宅生協にご相談下さい。



「相談先がわからない」「業者は信頼できるか」
「費用は適正だろうか」などの不安や
心配をしている皆様の要望に応える為
「安心、安全、良質で低廉な事業提供」を
モットーに実施しています

住宅生協は組合員の出資で設立された非営利団体です。

長野県労働者住宅生活協同組合

本 部 長野県知事(9)2490号

TEL.026-234-0283

F380-0838 長野市東町523 ちゅうさんビル7F jyusei@avis.jp

ホームページもご覧ください

長野県住宅生協 | 検索

http://www.jyusei.jp/

松本事務所

〒390-0841 松本市津1丁目2-1

TEL.0263-88-5061